

「緑の募金」事業に関するよくある質問

令和2年4月1日

(公社)島根県緑化推進委員会

Q1. 募金の目的、用途は。

A：森林・樹木は、水源の涵養、環境の保全など人間の健康で文化的な生活を送る上で欠くことができない大事な役割を果たしています。

現在も、将来の世代も豊かな緑と水に恵まれた生活を維持できるよう、国(県)民の自発的な活動を推進するために寄附金の募集を行い、その寄附金で①森林の整備、②緑化の推進、③国際協力を行う者に交付金を交付するための事業を推進します。

令和元年度は、39のボランティア組織の緑化活動に助成を行いました。また、県内の小中学校121校で結成されている「緑の少年団」が行う森を守る活動なども支援しています。

さらに、毎年公民館単位などで行われる約50のイベントの中で、緑化苗木を無料配布させていただいています。

Q2. 県緑化推進委員会が募金事務を実施する根拠は。

A：「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」(平成7年5月8日法律88号)の中で、知事が都道府県ごとに一つの緑化推進委員会を指定し、上記の目的のため緑の募金の業務を行わせることになっています。

Q3. 「島根県緑化推進委員会」の仕事は。

A：①緑の募金の実施と寄附金の管理、②森林整備や環境の緑化、またそれに関わる普及啓発などを行う者に対して交付金を交付、③森林整備等に関する事業、④情報、資料の収集や提供、などです。

Q4. 県緑化推進委員会の事業チェックはだれがするのか。

A：専門家、学識経験者で構成する第三者機関である「運営協議会」(令和元年度は運営委員9名)が、募金の実績、助成金の交付方針など業務の重要な事柄を調査審議し、県民に代って意見を述べます。

Q5. 募金の実績は。

A：令和元年度は、約3,268万円。うち家庭募金が89%で大半を占めます。以下、職場募金4.9%、企業募金3.1%、街頭募金2.0%、学校募金0.4%となっています。

Q6. 家庭募金寄附の流れは。

A：各市町村の緑化担当課の協力を得て、

(1) 自治会ごとに県緑委に振り込むことにされている市町村の場合

①毎年1月頃、市町村内の自治会ごとにコード番号を設定し、②2～3月、自治会の追加、削除、名称変更などのチェックを経て、③緑化推進委員会から各市町村へ必要資材をお送りし、④4～5月各自治会へ振込用紙等の資材を配布いただきます。その後、⑤各自治会から金融機関を通じ当委員会へ振り込まれます。

(2) それ以外の市町村

独自に市町村全体をまとめていただき、適宜県緑委口座に振り込んでいただきます。

Q 7. 家庭募金は自治会を通じ半ば強制的に徴収されているのではないか。

A：緑の募金は県民（国民）の共通の財産である森林や緑の環境を維持するための自発的な寄附による協力が基本ですので、強制と受け取られないよう今後とも努めて参ります。

また、自治会から募金の目安を示してほしい、というご要望があるため、必要に応じてこれまでの実績等から1戸あたり200円程度を目安としてお示ししています。

なお、島根県の家庭募金の比率は約90%であり、全国平均約60%に対し高くなっています。

Q 8. 寄付金の税制優遇は。

A：緑の募金をお寄せいただいた個人の寄附金は、所得税、県・市町村民税などの税額控除などの優遇措置が受けられます。

企業などの法人に対しても、法人税の損金算入などの優遇措置が受けられます。詳細は別紙資料のとおりです。

Q 9. 緑の募金事業に関する市町村の役割は。

A：緑の募金事業は、自治会等を通じ直接住民に募金をお願いしたり、住民組織が公募事業を活用して森林の整備をするなど、現場に密着した活動が多いことから市町村行政との連携が最も重要と考えています。このため、「緑の募金活動」と「緑の募金公募事業」の窓口を市町村緑化担当課に一元化し、地域住民の皆様への対応を行っていただいています。

Q 10. 緑の募金公募事業以外に森林整備、環境緑化ができる支援事業はないか。

A：全国段階では（公社）国土緑化推進機構の公募事業、県段階では水と緑の森づくり税を活用した「みーもの森づくり事業」などの支援事業がありますので、必要に応じてホームページでの確認や問い合わせをお願いいたします。

別紙**「緑の募金」にかかる税制優遇のご案内**

公益社団法人 島根県緑化推進委員会

(令和2年4月現在)

公益法人制度改革に伴い、公益社団法人島根県緑化推進委員会に寄せていただく緑の募金は、寄附金として以下の税制上の優遇措置の対象となります。(当委員会への寄附金は、所得税法第78条第2項第2号に該当する寄附金として税務署から認められています。)

なお、税率等が変更される可能性がありますので最新のものをご確認ください。

<税制上の優遇措置>

税目	個人が支出した寄附金		法人が支出した寄附金	
	所得税			法人税
	(A)所得控除	(B)税額控除	県民税・市町村 住民税	
内容	総所得金額、退職所得金額等から控除できます	所得税税額から控除できます	県民税・市町村住民税額から控除できます。	「一般の寄附金」の損金算入限度額と同額まで別枠での損金算入が認められます。
	(A)(B)のいずれかを選択できますが、(B)の方が減税効果が大きいとされています。			

1. 個人が支出した寄附金に対する税制優遇 (所得税)

個人が支出した寄附金は、(A)及び(B)次のいずれかを選択できます。(B)の税額控除は、公益法人制度改革に伴い平成23年から新たに設けられた優遇措置であり、(A)の従来からある所得控除に比べ、比較的小口の寄附金支出者への減税効果が大きいのが特徴です。

(A) 寄附金控除 (所得控除)

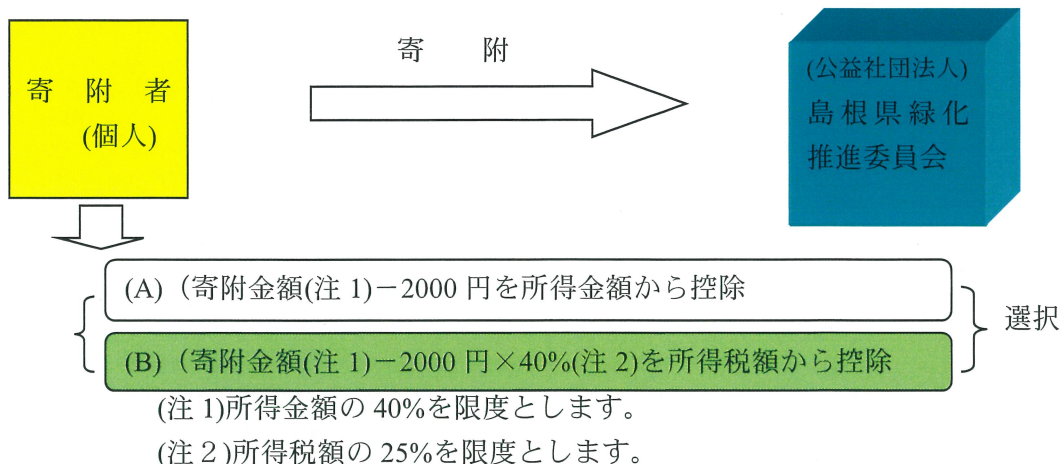
個人が、国や地方公共団体、特定公益増進法人等に対し寄附金を支出したときは、それらの寄附金の額の合計額(所得金額の40%が上限)から2,000円を控除した金額が寄附金控除として所得から控除されることとなります(所得税法78①)。

当委員会は、平成14年2月に特定公益増進法人に認定されています。

(B) 公益社団法人等寄附金特別控除 (税額控除)

個人が、一定の要件を満たす公益社団法人等に対し寄附金を支出したときは、(A)との選択により、それらの寄附金の額の合計額(原則として所得金額の40%が上限)から2,000円を控除した金額の40%相当額(その年分の所得税額の25%が上限)が公益社団法人等寄附金特別控除としてその年分の所得税額から控除されることとなります(租税特別措置法41の18の3①)。

当委員会は、平成24年6月に税額控除制度の適用法人として認められています。



2. 個人が支出した寄附金に対する税制優遇（県民税・市町村住民税）

県や市町村が寄附金税額控除の控除対象寄附金として条例で指定している寄附金を支出した場合は、県民税・市町村住民税から控除することができます。

- ・当委員会への寄附金は、県民税については控除対象となっています。
- ・市町村住民税については、条例で指定されていないため控除対象となっていない市町村があります。

(1) 所得税の寄附金控除及び県・市町村住民税の寄附金税額控除の双方の適用を受けようとする場合は、所得税の確定申告が必要です。確定申告書に寄附金受領証明書（領収書）を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

(2) 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者又は年金所得者で、県・市町村住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在にお住まいの市町村へ申告してください。

3. 法人が支出した寄附金に対する税制優遇

会社などの法人が島根県緑化推進委員会に対して支出した寄附金については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。(法人税法37)

